

鴻巣市放課後児童クラブWi-Fi導入事業
調達仕様書

令和6年4月

鴻巣市こども未来部こども応援課

1. 趣旨

教育 ICT 環境の整備により児童一人一台のパソコンの支給がなされたことに伴い、市内小学校において、パソコンを使用した学習・宿題を増やしている状況である。

現在、放課後児童クラブには通信環境が整っていない、オンラインの学習・宿題ができない環境であるため、児童の健全育成のためにインターネット環境整備を行う。

2. 構築の範囲

本事業に関する基本的な作業は本仕様書に基づいて行うものとするが、特に定めのない事項については本市と協議の上、実施するものとする。

以下に本事業の構築範囲を示す。

(1) 放課後児童クラブ Wi-Fi 整備

- ア 対象施設へインターネット回線の敷設
- イ 無線アクセスポイント等の機器設置及び各種ケーブル配線・接続作業
- ウ Wi-Fi 稼働に向けた設計・構築・導入・設定・試験等付帯作業一式

(2) 電波環境測定

- ア 本事業で整備した Wi-Fi の電波環境調査
- イ 調査結果資料作成

3. 履行期間

契約日から令和7年3月12日とする。ただし、詳細な日程については、本市と協議のうえ決定するものとする。

4. 導入スケジュール

本事業の運用開始は令和6年8月1日を目途とする。ただし、詳細な日程については、本市と協議のうえ決定するものとする。

5. 構築の要件

(1) 導入に関する基本条件

- ア 鴻巣市セキュリティポリシー及び関連法令等を遵守できること
なお、セキュリティポリシーは非公開であるため、総務省が公表している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、詳細は双方で協議のうえ、セキュリティ対策を施すこと
- イ 機器や配線の耐震施工を適切に行うこと
- ウ 構築コスト低減、高品質・安定稼働、専門のサポート体制の享受等を実現するため、地方公共団体等で多数稼働実績がある機器とすること
- エ 運用操作マニュアル、操作画面等は日本語で表記されていること
- オ 本事業で導入する機器ファームウェアは、原則として導入時の最新バージョンを導入すること

と

カ 児童及び放課後児童支援員等が利用しやすく、運用が容易な構成であること

キ 5年間、問題なく運用可能であること

ク 本仕様書に記載がない事項でも、本業務の作業において当然実施すべき事項であれば、提案者は質問期限までに本市に問い合わせ等を行い、協議をすること

(2) 全体構成

ア 光回線整備の対象施設は次の15施設とする。

No.	施設名称	所在地	A P 数	回線 数	設置 階層
1	田間宮放課後児童クラブ	鴻巣市北中野9-2	1	1	1F
2	馬室放課後児童クラブ	鴻巣市滝馬室571-1	1	1	1F
3	鴻巣放課後児童クラブ	鴻巣市本町3-12-18	1	1	1F
4	赤見台第1放課後児童クラブ	鴻巣市稲荷町26-32	2	1	1F 2F
5	赤見台第2放課後児童クラブ本室	鴻巣市赤見台2-8-16	1	1	1F
6	あたご放課後児童クラブ本室	鴻巣市原馬室3460-1	1	1	1F
7	南放課後児童クラブ	鴻巣市本町8-7-26	1	1	1F
8	箕田放課後児童クラブ	鴻巣市宮前16-2	2	1	1F
9	神明放課後児童クラブ	鴻巣市神明3-18-34	1	1	1F
10	中央放課後児童クラブ	鴻巣市中央1-45	1	1	1F
11	吹上放課後児童クラブ	鴻巣市南1-10-5	2	1	1F
12	下忍放課後児童クラブ	鴻巣市鎌塚10	2	1	1F
13	屈巢放課後児童クラブ	鴻巣市屈巢4526-2	2	1	1F
14	広田放課後児童クラブ	鴻巣市広田3163-5	1	1	1F
15	共和放課後児童クラブ	鴻巣市関新田220-1	1	1	1F
合計			20	15	

イ LTE回線整備の対象施設は次の1施設とする。

No.	施設名称	所在地	A P 数	回線 数	設置 階層
1	常光放課後児童クラブ	鴻巣市下谷196-1	1	1	1F
合計			1	1	

ウ 学校内施設は次の4施設とする。

No.	施設名称	所在地	設置 階層
-----	------	-----	----------

1	鴻巣放課後児童クラブ分室（東小）	鴻巣市本町6-4-56	1F
2	赤見台第2放課後児童クラブ分室（赤見台第二小）	鴻巣市赤見台2-6-1	1F
3	あたご放課後児童クラブ分室（松原小）	鴻巣市原馬室2-4-25	1F
4	大芦放課後児童クラブ（大芦小）	鴻巣市大芦9-2-3-1	1F

無

線アクセスポイント等機器の設置場所は市と協議のうえ決定すること。

(3) 共通要件

- ア 導入する機器は、個人・家庭用ではなく、法人向けの機器とし、信頼性の高いものとする。
- イ 導入する機器には、テプラ等を張り導入年月日や納入事業者を明確にすること。
- ウ すべての機器について、使用していないポートに対して物理的にLANケーブルを接続できないように対策を施すこと。
- エ 本事業で調達する回線・無線アクセスポイントについては、安定稼働が見込める通信速度、機種を選定すること。
- オ 設置する機器の電源は、施設内の最寄りのコンセント又はP o Eハブを本事業で導入し給電すること。コンセントから給電する場合は、OAタップを見込むこと。
- カ 作業実施スケジュールは、次の各施設の休館日などを参考に業務に支障のない日程で実施すること。なお、詳細なスケジュールについては、鴻巣市と協議のうえ決定すること。

No.	施設名称	休館日	備考
1	全ての放課後児童クラブ	平日の午前、土日祝日	

- キ 構築完了時に、配線図（建物平面）、機器設定内容（各機器の設定等）、機器構成図、通信試験テストレポート、電波環境測定結果、施工写真を含めた完成図書を紙および鴻巣市が指定する形式で電子媒体により提出すること。
- ク 完成図書のデータ形式は、PDF形式とする。なお、完成図書のうち、配線（建物平面）は、Microsoft Office Excelでも納品すること。

5. 各施設の要件

(1) 光回線整備の15施設

ア インターネット回線

- (ア) 回線は、光ファイバによる高速インターネットサービスが可能なものとし、1回線用意すること。なお、提案事業実現のために回線数を変更することは可能とするが、多数の端末が接続しても通信速度が低下することのない構成を提案し、その際に必要と想定される配線・機器等はすべて見込むこと。
- (イ) 通信速度は、上りベストエフォート200Mbps以上、下りベストエフォート100Mbps以上とする。
- (ロ) 別途プロバイダ契約が必要な場合は、その費用も見込むこと。
- (エ) 回線の月額費用は、定額で利用できること。

- (オ) ONU（回線終端装置）は、原則、ルータ機能付きとする。ルータ機能がない場合、別途ルータ本体、設置、接続、設定する費用を見込むこと。
- (カ) ONU（及びルータ）の設置場所は、市と協議のうえ決定すること。

イ P o Eハブ

- (ア) P o Eハブは、必要に応じて設置すること。その際に必要と想定される配線・機器等はすべて見込むこと。
- (イ) 無線アクセスポイントに給電及びデータ通信できるポート数を備えていること。
- (ウ) 10/100/1000BASE-T のインターフェースを有すること。
- (エ) IEEE 802.3af (Power over Ethernet) 及び IEEE 802.3at (Power over Ethernet+) に対応していること。
- (オ) P o Eハブの設置場所は、「別紙1：設計の概要図」を参考に設計すること。
- (カ) P o EハブとONU（及びルータ）との接続はLANケーブル（Cat5e 以上）とし、配線を新規敷設すること。

ウ 無線アクセスポイント

- (ア) 無線アクセスポイントは、4. 構築の要件（2）全体構成のAP数を設置すること。
- (イ) IEEE 802.11ax/ac/n/a（5GHz帯）に対応していること。
- (ウ) 無線アクセスポイントに同時接続可能な端末台数は40台以上とすること。
- (エ) P o Eハブを設置する場合は、P o E受電に対応していること。
- (オ) 複数のSSIDを設定する際は、SSIDごとに端末接続時のセキュリティ設定ができること。
- (カ) 無線アクセスポイントに接続した端末同士が通信できないように、プライバシーセパレータ機能を有していること。
- (キ) 無線アクセスポイントと端末間の通信は暗号化し、WPA2またはWPA3に対応していること。
- (ク) 無線アクセスポイントの設置場所は、「別紙1：設計の概要図」を参考に設計すること。
- (ケ) P o Eハブと無線アクセスポイントとの接続はLANケーブル（Cat5e 以上）とし、配線を新規敷設すること。
- (コ) 無線アクセスポイントは各施設の利用実態に合わせ、安全に配慮して固定すること。

(2) LTE回線整備の1施設

ア インターネット回線

- (ア) 回線は、LTE回線によるインターネットサービスが可能なものとし、1回線用意すること。なお、提案事業実現のために回線数を変更することは可能とするが、多数の端末が接続しても通信速度が低下することのない構成を提案し、その際に必要と想定される配線・機器等はすべて見込むこと。
- (イ) 通信速度は、上りベストエフォート40Mbps以上、下りベストエフォート140Mbps

p s 以上とする。

- (d) 別途プロバイダ契約が必要な場合は、その費用も見込むこと。
- (e) 回線の月額費用は、定額で利用できること。
- (f) ルータ本体、設置、接続、設定する費用を見込むこと。
- (g) ルータの設置場所は、市と協議のうえ決定すること。
- (h) 通信については、利用無制限のものとする。

イ 無線アクセスポイント

- (f) 無線アクセスポイントは、4. 構築の要件 (2) 全体構成の AP 数を設置すること。
- (g) IEEE 802.11ax/ac/n/a (5GHz 帯) に対応していること。
- (h) 無線アクセスポイントに同時接続可能な端末台数は15台以上とすること。
- (i) 複数の SSID を設定する際は、SSID ごとに端末接続時のセキュリティ設定ができること。
- (j) 無線アクセスポイントと端末間の通信は暗号化し、WPA/WPA2 に対応していること。
- (k) 無線アクセスポイントの設置場所は、「別紙1：設計の概要図」を参考に設計すること。

(3) 学校内施設の4施設

ア インターネット回線

- (f) 回線は、新たに整備するのではなく、学校内の既存の LAN 回線を利用できる環境を整えること。なお、事業実現のための手法は事業者の提案によるものとするが、多数の端末が接続しても通信速度が低下することのなく、また既存 LAN 回線のセキュリティを担保する構成を提案し、その際に必要と想定される配線・機器等はすべて見込むこと。
- (g) 機器設置、接続、設定する費用を見込むこと。
- (h) 機器の設置個所・方法等は、市と協議のうえ決定すること。

イ 無線アクセスポイント

- (f) IEEE 802.11ax/ac/n/a (5GHz 帯) に対応していること。
- (g) 無線アクセスポイントに同時接続可能な端末台数は40台以上とすること。
- (h) 複数の SSID を設定する際は、SSID ごとに端末接続時のセキュリティ設定ができること。
- (i) 無線アクセスポイントに接続した端末同士が通信できないように、プライバシーセパレータ機能を有していること。
- (j) 無線アクセスポイントと端末間の通信は暗号化し、WPA/WPA2 に対応していること。

6. 電波環境測定

(1) 調査方法

専門の知識を持つ事業者による電波の測定器を用い、次のとおり観点から電波調査を行うこと。

ア 整備した Wi-Fi の無線アクセスポイントごとに、そのカバーエリア内の電波強度を測定する

こと。なお、電波強度を測定した結果、整備した Wi-Fi が円滑に利用できないと判断される場合は、円滑に利用できるよう再設置し、再度電波強度を測定すること。

イ カバーエリアの重複する 5GHz 帯 Wi-Fi がある場合には、その電波強度を記録するとともに、5GHz 帯の既存 Wi-Fi が円滑に利用できる状態であるか確認すること。5GHz 帯の既存 Wi-Fi が円滑に利用できない場合は、円滑に利用できないと判断した理由を整理すること。

(2) 調査結果

調査結果は、平面図に本事業で整備した Wi-Fi のカバーエリア・電波強度等を色分けして図示すること。

7. 作業の体制及び方法

(1) 作業体制

ア 本業務には以下の役割を持つ要員を配置すること。

(ア) プロジェクト責任者（プロジェクトマネージャー）

本市との総合窓口となり、受託事業者におけるプロジェクト管理を行う者であり、本業務に関わる業務従事者及び関係者全てを統括するとともにし、本契約に定める全ての交渉、作業及び成果物の管理を行うこと。

(イ) ネットワーク施工責任者

本事業におけるネットワーク配線、機器設置、通信品質のチェックなど、現場での施工に関する業務を管理する者。

(ウ) ネットワーク構築責任者

本事業におけるネットワーク設計・構築、機器設定及び各機能の設計・構築・機器設定についての業務を管理する者。

イ 要員は、当該の役割を担う上で必要な業務知識を有する者を配置すること。

ウ 要員は、原則、構築作業期間中は固定すること。但し、本市が要員の資質に疑義を唱え、双方で合意を得た場合はこの限りではない。なお、要員を変更する場合には、予め本市に書面による承諾を得なければならない。

エ 受託事業者は、配置する要員の氏名・在職年数・類似業務を行った業務名（自治体名や企業名等）・有する資格をプロジェクト実施計画書に記載すること。

(2) 業務実施方法

ア 本業務遂行に関する本市からの要請、指示等の受理及び本市への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は、原則としてプロジェクト責任者を通じて行うものとする。ただし、業務システムに特化した簡易的な連絡調整に限って、業務担当者を通じて行うことができることとする。

イ 本業務に伴う作業を開始するにあたり、本市と受託事業者側の作業体制や作業方針、作業の進め方、ルール、スケジュール、作業体制を明確化するため、事前にそれらを記載した「プロジェクト実施計画書」及び WBS に則った「実施スケジュール」を作成・提出し、本市の

- 了承を得たうえで作業を開始すること。
- ウ 提案内容をもとに、業務処理フロー、詳細仕様分析を行い、本市と協議のうえ、「要件定義書（基本設計書及び詳細設計書）」を作成・提出し、本市の了承を得たうえで、構築作業を開始すること。
 - エ 構築作業期間中は、作業の進捗状況の確認、問題点の共有化及び解決策の検討を図り、本市と受託事業者が共通の問題意識を持って課題に対応するため、必要に応じて会議を持つこととし、定例的な会議を開催すること。
 - オ 会議には必ずプロジェクト責任者が出席し、進捗状況等を説明すること。
 - カ 構築作業の進捗状況の確認にあたっては、必ずWBSに則った「プロジェクト進捗管理表」を提示し、行うこと。
 - キ 打ち合わせの日程は本市の指示に従うこととし、打ち合わせを行った際は「打ち合わせ議事録」を作成し、速やかに提出すること。

(3) 成果物

受託者が納める本業務の成果物は、次のとおりとする。

ア 仕様に基づくハードウェア及び周辺機器

品 目	個 数
放課後児童クラブ Wi-Fi 機器	1 式
その他必要な機器（ない場合は不要）	1 式

イ マニュアルその他の図書等（紙及び電子媒体にて納品すること）

品 目	個 数
プロジェクト実施計画書	1 部
構築及び保守体制図	1 部
打ち合わせ議事録	1 部
要件定義書	1 部
基本設計書	1 部
詳細設計書	1 部
操作マニュアル（管理者向け）	1 部
運用マニュアル	1 部
テスト報告書	1 部
障害対応等マニュアル（障害時対応連絡手順書）	1 部
機器設定シート（型番、シリアル、保守先など）	1 部

7. 保守要件

(1) 構築期間内の保守

ネットワーク構築を完了し、本市へ引き渡すまでの間は、以下の要件を満たす対応を行うこと。

- ア 本業務で構築するネットワーク機器等の施工・接続にあたり既存のネットワークに障害等が発生した場合は、受注者の責任において速やかに復旧作業にあたること。復旧にあたり発生する費用（既存業者が対応する場合に係る費用も含む）についても本事業の範囲とする。
- イ 受注者は本業務に係る統括窓口を設け、本市との連絡については統括窓口を通して行うこと。なお、障害発生時等、緊急を要することもあるため、統括窓口について確実に連絡及び対応が可能となること。

(2) 納品する機器等の初期保障

本業務により納品するネットワーク機器は、初期保証として令和7年3月31日まで保証すること。

8. 情報セキュリティ要件

(1) 情報セキュリティ対策

構築および本稼働期間において、以下のセキュリティ対策を実施するとともに、その他必要に応じて万全なセキュリティ構成を保つための対応を行うこと。

- ア 情報セキュリティ対策は、「鴻巣市情報セキュリティポリシー」に準拠し、その内容と整合性を取る。なお、セキュリティポリシーは非公開であるため、総務省が公表している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、詳細は双方で協議のうえ、セキュリティ対策を施すこと。

9. 連絡先

鴻巣市こども未来部こども応援課放課後児童担当
電話番号：048-541-1321（内線2624）
FAX：048-541-1328
メールアドレス：kodomoc@city.kunosu.saitama.jp

以上